

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市都市計画税条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 17 18 19 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から<u>第59項</u>まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 17 18 19 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から<u>第58項</u>まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第2条 春日部市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 17 18 19 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、<u>第53項から第59項まで若しくは第61項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 17 18 19 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項<u>若しくは第53項</u>から<u>第59項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の部分及び次項の規定は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第 号）の施行の日から、第2条の部分及び附則第3項の規定は平成20年12月1日から施行する。

(第1条の部分による改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の部分による改正後の春日部市都市計画税条例の規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日（同法の施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の都市計画税について適用し、当該年度の前年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(第2条の部分による改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の部分による改正後の春日部市都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。